

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5640060号
(P5640060)

(45) 発行日 平成26年12月10日(2014.12.10)

(24) 登録日 平成26年10月31日(2014.10.31)

(51) Int.Cl.		F I		
G06F 21/62	(2013.01)	G06F 21/24	163G	
G06Q 10/00	(2012.01)	G06Q 10/00	140	
G08B 25/04	(2006.01)	G08B 25/04	F	

請求項の数 5 (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2012-237323 (P2012-237323)	(73) 特許権者	000006150
(22) 出願日	平成24年10月26日(2012.10.26)		京セラドキュメントソリューションズ株式会社
(65) 公開番号	特開2014-86057 (P2014-86057A)		大阪府大阪市中央区玉造1丁目2番28号
(43) 公開日	平成26年5月12日(2014.5.12)	(74) 代理人	100129997
審査請求日	平成26年8月19日(2014.8.19)		弁理士 田中 米藏
早期審査対象出願		(74) 代理人	100121728
			弁理士 井関 勝守
		(72) 発明者	杉原 宏
			大阪市中央区玉造1丁目2番28号 京セラドキュメントソリューションズ株式会社内
		審査官	岸野 徹

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 機密情報管理システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

管理区域へのユーザーの入退室を管理する入退室管理装置と、
アクセス制限された機密情報を保持する情報蓄積装置と、
ユーザーに対して当該電子機器へのログインの許可不許可を判定するユーザー認証部と、
ユーザーが保持する携帯端末と通信する通信部とを有し、前記管理区域内に設置された電子機器と、

前記ユーザー認証部により前記ユーザーの前記電子機器へのログインが許可されたときに、前記通信部と通信する前記携帯端末を登録し、当該登録した携帯端末に対する前記情報蓄積部に保持された前記機密情報へのアクセスの許可不許可を判断するアクセス管理装置とを備え、

前記アクセス管理装置は、前記管理区域への前記ログインが許可されたユーザーの入室が前記入退室管理装置により認識されているときに、当該ログインが許可されたユーザーが保持する携帯端末の登録を認め、当該登録した携帯端末に前記機密情報へのアクセスを許可する機密情報管理システム。

【請求項2】

前記アクセス管理装置は、前記登録した携帯端末による前記機密情報へのアクセスとして、前記機密情報の閲覧を許可して保存を禁止する請求項1に記載の機密情報管理システム。

【請求項3】

前記アクセス管理装置は、前記登録した携帯端末に前記機密情報の保存を更に許可し、前記登録された前記携帯端末に前記機密情報の保存を許可するときは、前記機密情報に有効期限を設定する請求項 1 に記載の機密情報管理システム。

【請求項 4】

前記アクセス管理装置は、前記ログインの許可されたユーザーが前記管理区域から退室したことが前記入退室管理装置から通知されたときに、前記携帯端末の登録を解除する請求項 1 乃至請求項 3 のいずれかに記載の機密情報管理システム。

【請求項 5】

前記アクセス管理装置は、前記ログインの許可されたユーザーが前記電子機器からログオフしたときに、前記携帯端末の登録を解除する請求項 1 乃至請求項 4 のいずれかに記載の機密情報管理システム。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、機密情報管理システムに関し、特に、電子化された文書等からなる情報を印刷・閲覧等する場所を管理区域内に制限して、当該情報の機密性を担保する技術に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、文書の電子化に伴い、膨大な電子化文書が情報蓄積装置に蓄積され、任意の場所において電子化文書を自由に閲覧・印刷できるようになっている。このように、文書の電子化により文書利用の利便性が向上する反面、秘匿性のある電子化された文書、図面、写真等の機密情報については、どのように機密管理をするかが重要な課題である。機密情報にアクセス制限を設けることは機密管理の一つの有効な手段であるが、たとえアクセス制限をしたとしても、当該アクセス権を有するユーザーであれば、任意の場所において当該機密情報を閲覧・印刷することができるため、依然として情報漏えいの危険性を有する。

20

【0003】

そこで、機密情報の閲覧・印刷等が可能な場所を、ユーザーの入退室が管理された管理区域内に制限して、機密情報の持ち出しを制限する技術が提案されている。例えば、下記特許文献 1 には、管理区域内に設置された端末装置のみで機密情報を閲覧することができる管理システムが示されている。

30

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開 2008 - 278093 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

PDA (Personal Digital Assistant) やスマートフォン等の携帯端末の普及に伴い、電子化された文書を紙媒体に印刷するのではなく、携帯端末で閲覧するケースが増えている。従って、管理区域内でのみアクセス可能な機密情報についても、ユーザーが保持する携帯端末で閲覧したいという要請がある。しかしながら、上記特許文献 1 では、機密情報は特定された専用の端末装置でしか閲覧ができないため、機密情報を閲覧できるユーザー数が制限される。

40

【0006】

本発明は、上記の問題を解決するためになされたもので、管理区域内でユーザーの携帯端末による機密情報のアクセスを可能にして利便性を向上するとともに、携帯端末による機密情報の不用意な持ち出しを制限して、当該機密情報の機密性を担保することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

50

【0007】

本発明の一局面に係る機密情報管理システムは、管理区域へのユーザーの入退室を管理する入退室管理装置と、

アクセス制限された機密情報を保持する情報蓄積装置と、

ユーザーに対して当該電子機器へのログインの許可不許可を判定するユーザー認証部と、ユーザーが保持する携帯端末と通信する通信部とを有し、前記管理区域内に設置された電子機器と、

前記ユーザー認証部により前記ユーザーの前記電子機器へのログインが許可されたときに、前記通信部と通信する前記携帯端末を登録し、当該登録した携帯端末に対する前記情報蓄積部に保持された前記機密情報へのアクセスの許可不許可を判断するアクセス管理装置とを備え、

10

前記アクセス管理装置は、前記管理区域への前記ログインが許可されたユーザーの入室が前記入退室管理装置により認識されているときに、当該ログインが許可されたユーザーが保持する携帯端末の登録を認め、当該登録した携帯端末に前記機密情報へのアクセスを許可するものである。

【発明の効果】

【0008】

本発明によれば、管理区域内でユーザーの携帯端末による機密情報のアクセスを可能にして利便性を向上するとともに、携帯端末による機密情報の不用意な持ち出しを制限して、当該機密情報の機密性を担保することができる。

20

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本発明の一実施形態に係る機密情報管理システムの概略構成図である。

【図2】(A)(B)は入退室管理テーブルの一例を示す図である。

【図3】画像形成装置の主要内部構成を示す機能ブロック図である。

【図4】(A)(B)は端末管理テーブルの一例を示す図である。

【図5】機密情報管理システムによる機密情報管理を示すフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0010】

以下、本発明の一実施形態に係る機密情報管理システムについて図面を参照して説明する。図1は、本発明の一実施形態に係る機密情報管理システムの概略構成図である。

30

【0011】

本発明の一実施形態に係る機密情報管理システム1は、アクセス制限された文書、図面、写真等の機密情報が不用意にアクセスされて持ち出されることのないように、管理区域2内でのみ、当該機密情報の印刷や閲覧等のアクセスを許可する管理を行うものである。

【0012】

機密情報管理システム1は、入退室管理装置12、情報蓄積装置14、画像形成装置16、及びアクセス管理装置18を備える。これらは、例えばLAN(Local Area Network)等のネットワーク100により、互いに通信可能に接続されている。

【0013】

情報蓄積装置14は、機密情報を保持する装置であり、例えばファイルサーバーである。情報蓄積装置14に保持されている機密情報は、後述するアクセス管理装置18による処理で、アクセス権限を有するユーザーのみがアクセス可能とされている。

40

【0014】

情報蓄積装置14は、例えば、図1に示したように、管理区域2とは別の箇所(例えば、厳重にセキュリティ管理されたサーバールーム内)に設置される。なお、情報蓄積装置14は、管理区域2内に設置されてもよいし、情報蓄積装置14をファイルサーバーで構成せずに、画像形成装置16の構成要素の一つとして画像形成装置16内に設けられてもよい。

【0015】

50

入退室管理装置 1 2 は、管理区域 2 へのユーザーの入退室を管理する。入退室管理装置 1 2 は、入室用カードリーダー 1 2 2、退室用カードリーダー 1 2 4、管理区域 2 のドア 2 2 の電気錠 1 2 6、及び制御部 1 2 8 を備える。

【 0 0 1 6 】

管理区域 2 のドア 2 2 は電気錠 1 2 6 により常時施錠されている。電気錠 1 2 6 は、ドア 2 2 の施錠及び解錠を電氣的に制御するものであり、例えば可動鉄心、固定鉄心、コイル等を有するソレノイド電気錠を用いることができる。

【 0 0 1 7 】

入室用カードリーダー 1 2 2 は、管理区域 2 外に設置されている。ユーザーが管理区域 2 への入室時に、ID カード 3 を入室用カードリーダー 1 2 2 にかざすと、入室用カードリーダー 1 2 2 は、ID カード 3 から当該ユーザーの識別情報を読み取り、当該識別情報を制御部 1 2 8 に送信する。制御部 1 2 8 は、当該識別情報から当該ユーザーが管理区域 2 に入室可能なユーザーであると判断すると電気錠 1 2 6 を解錠制御し、所定時間経過後に施錠制御する。

【 0 0 1 8 】

ID カード 3 は、例えば R F I D (Radio Frequency Identification) を用いて非接触認証が可能な IC カードである。なお、ユーザー認証には ID カード 3 に更にパスワード入力を併用してもよい。

【 0 0 1 9 】

一方、ユーザーが管理区域 2 から退室する場合には、ユーザーが ID カード 3 を管理区域 2 内に設置されている退室用カードリーダー 1 2 4 にかざすと、当該退室用カードリーダー 1 2 4 は、ID カード 3 から当該ユーザーの識別情報を読み取り、当該識別情報を制御部 1 2 8 に送信する。制御部 1 2 8 は、当該識別情報から当該ユーザーが管理区域 2 から退室可能なユーザーであると判断すると電気錠 1 2 6 を解錠制御し、所定時間経過後に施錠制御する。

【 0 0 2 0 】

制御部 1 2 8 は、カードリーダー 1 2 2、1 2 4 からの識別情報の受信、当該識別情報に基づくユーザーの管理区域 2 への入退室許可の判断、電気錠 1 2 6 の施錠及び解錠制御を行うと共に、ユーザーの管理区域 2 への入退室履歴を記憶する。具体的には、制御部 1 2 8 は、図示しないデータベースに入退室管理テーブルを保存しており、ユーザーの管理区域 2 への入退室履歴を当該入退室管理テーブルに記録する。

【 0 0 2 1 】

図 2 (A)(B) は入退室管理テーブルの一例を示す。図 2 (A) は、ユーザーが管理区域 2 に入室したときの入退室管理テーブルの例を示す。図 2 (A) に示す入退室管理テーブルは、例えば、ユーザー ID “ 1 0 0 1 ” のユーザーが、2 0 1 2 年 1 0 月 4 日 1 5 時 5 分 1 0 秒 (入室日時 “ 121004150510 ”) に入室し、ユーザー ID “ 1 0 0 2 ” のユーザーが 2 0 1 2 年 1 0 月 4 日 1 5 時 1 3 分 4 秒 (入出日時 “ 121004151304 ”) に、それぞれ管理区域 2 に入室した場合を示している。当該入退室管理テーブルにおいては、ユーザー ID “ 1 0 0 1 ” 及び “ 1 0 0 2 ” のユーザーが管理区域 2 内に滞在中であるとき、退出日時がいずれも情報無し (null) とされる。

【 0 0 2 2 】

図 2 (B) は、ユーザーが管理区域 2 から退出したときの入退室管理テーブルの例を示す。当該入退室管理テーブルは、ユーザー ID “ 1 0 0 1 ” のユーザーが 2 0 1 2 年 1 0 月 4 日 1 7 時 3 0 分 5 秒 (退出日時 “ 121004173005 ”) に管理区域 2 から退室したことを表している。このように、ユーザーが管理区域 2 から退室すると、制御部 1 2 8 は、同じレコードの退出日時フィールドに当該ユーザーの退出日時を記録する。

【 0 0 2 3 】

再び図 1 を参照して説明する。画像形成装置 1 6 は、例えば、コピー機能、プリンター機能、スキャナー機能、およびファクシミリ機能のような複数の機能を兼ね備えた複合機である。画像形成装置 1 6 は、カードリーダー 8 0 (図 3) を備え、ユーザーが上記の ID

10

20

30

40

50

カード3をカードリーダー80にかざすと、カードリーダー80は、IDカード3から当該ユーザーの識別情報を読み取り、当該識別情報をユーザー認証部102(図3)に送信する。ユーザー認証部102は、当該識別情報に基づいて、当該ユーザーが、画像形成装置16の操作を許可された正規のユーザーであるか否かを判定し、正規のユーザーである場合には、当該ユーザーに画像形成装置16へのログインを許可する。なお、このログインに用いられるIDカード3は、管理区域2(図1)への入退室に用いるIDカード3である。

【0024】

また、画像形成装置16は、無線通信のホットスポット(登録商標)を提供する機能を備える。ログインユーザーが保持する携帯端末4は当該ホットスポット(登録商標)を介して画像形成装置16に接続可能とされている。携帯端末4は、PDA、スマートフォン、タブレット型PC等である。ログインユーザーは、一定条件の下で、携帯端末4により、情報蓄積装置14に保持されている機密情報を閲覧可能とされている。

10

【0025】

図3は、画像形成装置16の主要内部構成を示す機能ブロック図である。画像形成装置16は、制御ユニット10、操作部47、原稿給送部6、原稿読取部5、画像処理部31、画像メモリ32、画像形成部33、定着部34、駆動モーター70、ファクシミリ通信部71、ネットワークインターフェイス部91、HDD92、カードリーダー80、通信部90等を備える。

【0026】

制御ユニット10は、CPU(Central Processing Unit)、RAM、ROM及び専用のハードウェア回路等から構成され、画像形成装置16の全体的な動作制御を司る。制御ユニット10は、制御部101、ユーザー認証部102を備える。

20

【0027】

制御部101は、操作部47、原稿給送部6、原稿読取部5、画像処理部31、画像メモリ32、画像形成部33、定着部34、駆動モーター70、ファクシミリ通信部71、ネットワークインターフェイス部91、HDD92、カードリーダー80、通信部90等と接続され、これら各部の駆動制御を行う。

【0028】

ユーザー認証部102は、カードリーダー80によってIDカード3から取得された当該カード保有者の識別情報から、当該ユーザーが画像形成装置16の使用権限があるか否かを判定し、使用権限があると判定した場合、当該ユーザーをログインユーザーとして、画像形成装置16の操作を許可する。

30

【0029】

原稿読取部5は、制御ユニット10による制御の下、光照射部及びCCDセンサー等を有する読取機構を備える。画像形成装置16が原稿読取動作を行う場合、原稿読取部5は、原稿給送部6により給送されてくる原稿、又は原稿載置ガラスに載置された原稿に光照射部により光を照射し、その反射光をCCDセンサーで受光することにより、原稿から画像を読み取る。

【0030】

画像処理部31は、原稿読取部5で読み取られた画像の画像データを必要に応じて画像処理する。例えば、画像処理部31は、原稿読取部5により読み取られた画像が画像形成部33により画像形成された後の品質を向上させるために、シェーディング補正等の予め定められた画像処理を行う。

40

【0031】

画像メモリ32は、原稿読取部5による読取で得られた原稿画像のデータを一時的に記憶したり、画像形成部33のプリント対象となるデータを一時的に保存する領域である。

【0032】

画像形成部33は、原稿読取部5で読み取られた印刷データ、ネットワーク接続された

50

情報蓄積装置 14 (図 1) から受信した印刷データ等の画像形成を行う。

【 0 0 3 3 】

操作部 47 は、画像形成装置 16 が実行可能な各種動作及び処理について操作者からの指示を受け付ける。操作部 47 は、表示部 473 を備える。

【 0 0 3 4 】

ファクシミリ通信部 71 は、図略の符号化 / 復号化部、変復調部及び N C U (Network Control Unit) を備え、公衆電話回線網を用いてのファクシミリの送信を行うものである。

【 0 0 3 5 】

ネットワークインターフェイス部 91 は、L A N ボード等の通信モジュールから構成され、当該ネットワークインターフェイス部 91 に接続された L A N 等を介して、ローカルエリア内の情報蓄積装置 14 (図 1) 等と種々のデータの送受信を行う。

10

【 0 0 3 6 】

H D D (ハードディスクドライブ) 92 は、原稿読取部 5 によって読み取られた原稿画像等を記憶する大容量の記憶装置である。

【 0 0 3 7 】

定着部 34 は、画像形成部 33 で形成された画像を、加熱及び加圧によって記録紙に定着させる。

【 0 0 3 8 】

駆動モーター 70 は、画像形成部 33 の各回転部材及び搬送ローラー対等に回転駆動力を付与する駆動源である。

20

【 0 0 3 9 】

カードリーダー 80 は、管理区域 2 (図 1) への入退室に用いる I D カード 3 から、当該 I D カード 3 保有者であるユーザーの識別情報を読み取り、当該識別情報を制御ユニット 10 に送信する。制御ユニット 10 におけるユーザー認証部 102 は、上述したユーザー認証処理を行う。

【 0 0 4 0 】

通信部 90 は、W i - F i (登録商標) やブルートゥース (登録商標) 等の近距離無線通信手段によるホットスポット (登録商標) を提供する。通信部 90 は、携帯端末 4 からの要求に応じて携帯端末 4 との間でセッションを確立して携帯端末 4 と通信することができる。

30

【 0 0 4 1 】

図 1 に戻って、アクセス管理装置 18 は、画像形成装置 16 のユーザー認証部 102 によりユーザーの当該画像形成装置 16 へのログインが許可されたときに、通信部 90 とセッションを確立している携帯端末 4 を登録する。

【 0 0 4 2 】

アクセス管理装置 18 は、管理区域 2 へのログインユーザーの入室が入退室管理装置 12 により認識されているときに、当該ログインユーザーが保持する携帯端末 4 の登録を認め、当該登録した携帯端末 4 に、情報蓄積装置 14 に保持された機密情報へのアクセスを許可する制御を行う。

40

【 0 0 4 3 】

更に、アクセス管理装置 18 は、入退室管理装置 12 から、ログインユーザーが管理区域 2 から退室したことが通知されたとき、携帯端末 4 の登録を解除する。これにより、アクセス管理装置 18 は、当該携帯端末 4 による以降の機密情報へのアクセスを不可とする。すなわち、アクセス管理装置 18 は、携帯端末 4 による上記機密情報へのアクセス可否を管理する。具体的には、アクセス管理装置 18 は、図示しないデータベースに端末管理テーブルを有し、機密情報へのアクセスが許可された端末としての携帯端末 4 の登録を、当該端末管理テーブルに記録し、記録された携帯端末 4 にのみ情報蓄積装置 14 に保持された機密情報へのアクセスを許可する。

【 0 0 4 4 】

50

図4(A)(B)は、端末管理テーブルの一例を示す図である。図4(A)は、ログインユーザーが保持する携帯端末4が登録されているときの端末管理テーブルの例を示す。当該端末管理テーブルは、携帯端末4の端末ID“12-34-56-78-9A-BC”をユーザーID“1001”と対応付けて記録し、更に2012年10月4日15時22分41秒(登録日時“121004152241”)に当該携帯端末4が登録されたことを記憶している例を示す。なお、端末IDは、携帯端末4に固有の識別記号であり、例えば、MACアドレスやBluetooth(登録商標)アドレスが用いられる。

【0045】

図4(B)は、ログインユーザーが管理区域2から退出したときの端末管理テーブルの例を示す。当該端末管理テーブルは、端末ID“12-34-56-78-9A-BC”の携帯端末4が2012年10月4日17時30分5秒(解除日時“121004173005”)に登録解除されたことを記憶した例を示している。アクセス管理装置18は、入退室管理装置12から、管理区域2から退出したユーザーID及び退出日時の情報を受けた時に、当該ユーザーの携帯端末4の登録を解除するように処理する。アクセス管理装置18は、入退室管理装置12から、管理区域2から退出したユーザーID及び退出日時の情報を受け、端末管理テーブルにおいて当該ユーザーIDに一致するすべてのレコードの解除日時フィールドに当該退出日時を記録する。図4(B)に示す解除日時は、図2(B)に示した退出日時と一致する例を示している。

【0046】

次に、機密情報管理システム1による機密情報管理について説明する。図5は、機密情報管理システム1による機密情報管理を示すフローチャートである。

【0047】

ユーザーは、管理区域2への入室時に、IDカード3を入室用カードリーダー122にかざす。入室用カードリーダー122は、IDカード3から当該ユーザーの識別情報を読み取り、当該識別情報を制御部128に送信する。制御部128は、当該識別情報から当該ユーザーが管理区域2に入室可能なユーザーであると判断すると電気錠126を解錠する(S1)。これにより、ユーザーは入室が許可され、ドア22を開けて管理区域2に入室することができる。

【0048】

管理区域2に入室したユーザーは、同じIDカード3を使用して画像形成装置16にログインする(S2)。すなわち、ユーザーが、IDカード3をカードリーダー80にかざすと、カードリーダー80は、IDカード3から、当該IDカード3の保有者であるユーザーの識別情報を読み取り、当該識別情報を制御ユニット10に送信する。制御ユニット10のユーザー認証部102は、当該識別情報から当該ユーザーが画像形成装置16の使用権限があるか否かを判定し、使用権限があると判定した場合、当該ユーザーをログインユーザーとして認識して画像形成装置16の操作を許可する。

【0049】

ログインユーザーによる画像形成装置16の操作部47の操作により、当該ログインユーザー所有(保有)の携帯端末4を登録する旨の要求があれば、画像形成装置16の通信部90は、当該ログインユーザーが保持する携帯端末4との間でセッションを確立する。アクセス管理装置18は、機密情報へのアクセスが許可された端末として、当該接触が確立された携帯端末4を登録する(S3)。

【0050】

続いて、アクセス管理装置18により、当該携帯端末4による情報蓄積装置14に蓄積されている機密情報へのアクセスが許可される(S4)。例えば、情報蓄積装置14は、その制御部が、当該携帯端末4に組み込まれているブラウザーからの要求に応じて、保持している文書等のうち、当該要求の示す文書等へのアクセスを許可し、携帯端末4による当該文書等の閲覧を可能にする。

【0051】

この後、ユーザーはIDカード3等を使用して管理区域2から退室する。ユーザーがI

10

20

30

40

50

Dカード3を管理区域2内に設置されている退室用カードリーダー124にかざすと、当該退室用カードリーダー124は、IDカード3から当該ユーザーの識別情報を読み取り、当該識別情報を制御部128に送信する。制御部128は、当該識別情報から当該ユーザーが管理区域2から退室可能なユーザーであると判断すると電気錠126を解錠する(S5)。これにより、ユーザーは入退室管理装置12により退室が許可され、ドア22を開けて管理区域2から退室することができる。

【0052】

このとき、アクセス管理装置18は、入退室管理装置12からユーザー退室の通知を受け、当該ユーザーが保持していた携帯端末4の登録を解除する(S6)。この後は、アクセス管理装置18は、ログインユーザーは携帯端末4による機密情報へのアクセスを禁止する(S7)。これにより、以降は、情報蓄積装置14に保持された文書を携帯端末4で閲覧することは不可能となる。

10

【0053】

なお、アクセス管理装置18は、ログインユーザーが画像形成装置16からログオフしたときに、上記携帯端末4の登録を解除するようにしてもよい。これによれば、ユーザーによる画像形成装置16へのログイン毎に、機密情報へのアクセスが許可される端末としての携帯端末4の登録が改めて行われる。従って、一度登録されたことのある携帯端末4であっても、それを保持するユーザーが画像形成装置16にログインしているか否かに応じて、すなわち、ログインユーザーのアクセス権に応じて、機密情報へのアクセスが制限されるため、携帯端末4による機密情報へのアクセスを厳密に管理可能となり、機密情報の取り扱い利便性を確保しつつ、機密情報の機密性を更に確実に担保することが可能になる。

20

【0054】

上記のように、本実施形態では、管理区域2内に画像形成装置16が設置され、当該画像形成装置16のログインユーザーが保持する携帯端末4は当該画像形成装置16の通信部90と通信可能になっている。そして、アクセス管理装置18により、当該管理区域2内にいる当該ログインユーザーが保持する携帯端末4が、情報蓄積装置14に保持されたアクセス制限された機密情報へのアクセスが許可された端末として登録され、当該登録した携帯端末4による機密情報へのアクセスが許可される。

【0055】

従って、上記実施形態によれば、上記登録された携帯端末4であれば、情報蓄積装置14に蓄積されている機密情報にアクセス可能とされるため、管理区域2内においては、当該携帯端末4による機密情報へのアクセスを可能にして、機密情報取り扱い時の利便性を向上できる。そして、アクセス管理装置18は、管理区域2内におり、かつログインが許可されたログインユーザーの携帯端末4にのみ、当該機密情報へのアクセスを許可するため、携帯端末4による機密情報の不用意な持ち出しを制限して、当該機密情報の機密性を担保することができる。

30

【0056】

また、例えば、管理システムに、各ユーザーが保持する携帯端末を、機密情報へのアクセス時よりも前に登録しておき、当該事前に登録されている各携帯端末に対して機密情報へのアクセスを許可する処理も考えられるが、ユーザー毎に保持する携帯端末が異なる上、同じユーザーであっても複数の携帯端末を所持し、毎回異なる携帯端末を用いることもあるため、機密情報へのアクセス時よりも前に管理システムに事前に携帯端末を登録することは非常に煩雑であり実用的ではない。しかしながら、上記実施形態に示したアクセス管理装置18による携帯端末4の登録、及び機密情報の取り扱いによれば、機密情報へのアクセス時に携帯端末4を登録するため、多種多様な携帯端末に対して機密情報の取り扱いを認めて利便性を確保しつつ、機密情報の機密性も同時に担保可能である。

40

【0057】

また、上記実施形態では、画像形成装置16のログインユーザーが管理区域2から退室した場合、アクセス管理装置18によって、当該ログインユーザーが保持する携帯端末4

50

の登録が解除される。従って、当該ログインユーザーが管理区域 2 から退室し、当該携帯端末 4 が管理区域 2 外から当該画像形成装置 1 6 と引き続き通信できる状態であっても、当該携帯端末 4 から機密情報へアクセスが禁止され、携帯端末 4 による機密情報への不用意なアクセスを制限することができる。

【 0 0 5 8 】

アクセス管理装置 1 8 は、登録した携帯端末 4 による機密情報へのアクセスとして、機密情報の閲覧のみを許可して保存を禁止してもよい。この場合、より厳格に携帯端末 4 による機密情報の持ち出しを制限することができる。

【 0 0 5 9 】

また、アクセス管理装置 1 8 は、上記登録した携帯端末 4 に機密情報の保存を更に許可するものとし、上記登録された携帯端末 4 に機密情報の保存を許可するときは、機密情報に有効期限を設定するようにしてもよい。この場合、当該機密情報がユーザーにより管理区域 2 外に持ち出された場合であっても、一定期間後に当該機密情報にアクセス不可能とできるため、当該機密情報の漏洩及び拡散を有効に防止することができる。

10

【 0 0 6 0 】

なお、本発明は上記実施の形態の構成に限られず種々の変形が可能である。例えば、上記実施形態では、電子機器の一例として、画像形成装置を用いて説明しているが、他の電子機器、例えば、情報表示装置、情報処理装置等であっても構わない。さらには、画像形成装置 1 6 の場合であっても、上記複合機に限定されるものではなく、他の電子機器、例えば、プリンター、コピー機、ファクシミリ装置等の他の画像形成装置でもよい。

20

【 0 0 6 1 】

また、上記実施形態では、図 1 乃至図 5 を用いて上記実施形態により示した構成及び処理は、本発明の一実施形態に過ぎず、本発明を当該構成及び処理に限定する趣旨ではない。

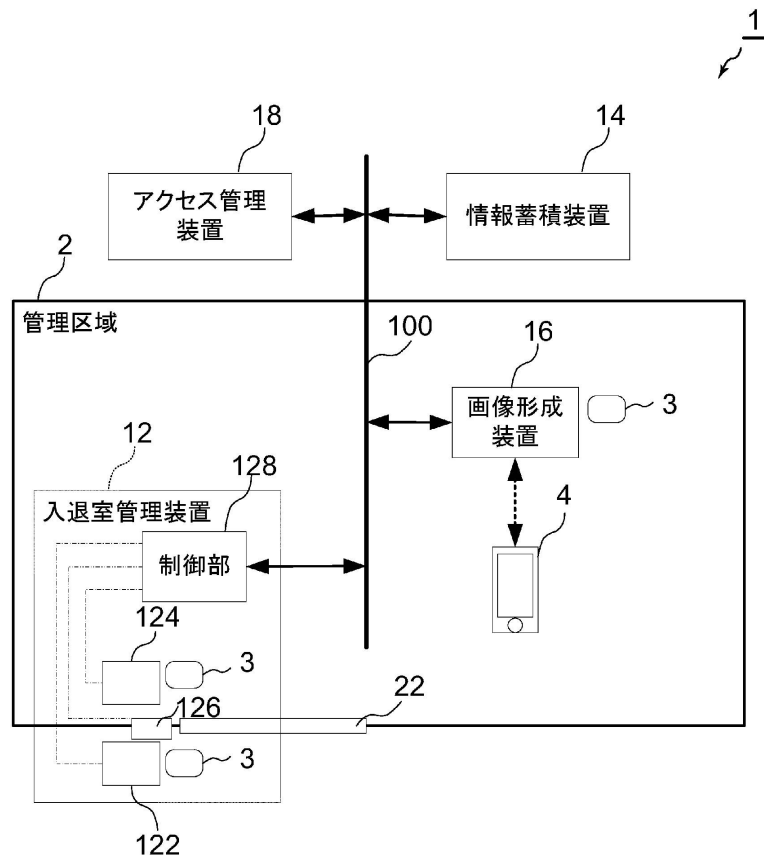
【 符号の説明 】

【 0 0 6 2 】

- 1 機密情報管理システム
- 2 管理区域
- 4 携帯端末
- 1 2 入退室管理装置
- 1 4 情報蓄積装置
- 1 6 画像形成装置
- 1 8 アクセス管理装置
- 9 0 通信部

30

【図1】



【図2】

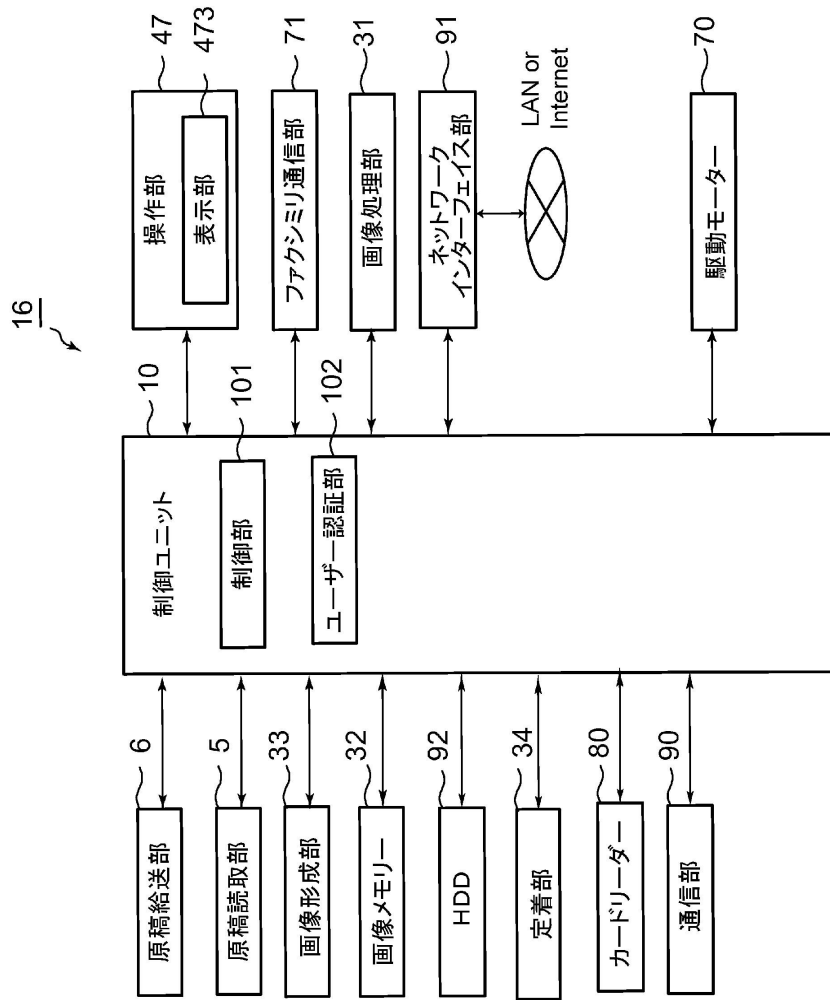
(A)

利用者ID	入室日時	退室日時
1001	121004150510	
1002	121004151304	
...

(B)

利用者ID	入室日時	退室日時
1001	121004150510	121004173005
1002	121004151304	
...

【 図 3 】



【 図 4 】

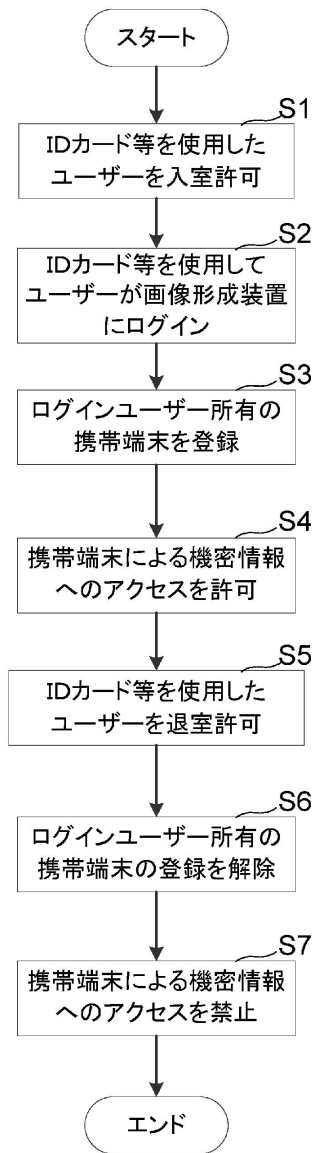
(A)

端末ID	利用者ID	登録日時	解除日時
12-34-56-78-9A-BC	1001	121004152241	
...

(B)

端末ID	利用者ID	登録日時	解除日時
12-34-56-78-9A-BC	1001	121004152241	121004173005
...

【図5】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2006-221212(JP,A)
特開2006-127135(JP,A)
特開2009-020868(JP,A)
特開2006-155138(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 21/62
G06Q 10/00
G08B 25/04